証券コード：6941
平成27年６月４日

株　主　各　位

東京都大田区南蒲田二丁目16番２号
山一電機株式会社
代表取締役社長　太田　佳孝

第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第60期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って平成27年６月23日（火曜日）午後５時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月24日（水曜日）午前10時
２．場　　所　東京都大田区南蒲田一丁目20番20号
大田区産業プラザ Pi0　４階　コンベンションホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項
報告事項
１．第60期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第60期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役７名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件
第５号議案　補欠監査役１名選任の件
第６号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

４．議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月23日（火曜日）午後５時15分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、３ページから４ページの＜インターネットによる議決権行使のご案内＞をご高覧のうえ、平成27年６月23日（火曜日）午後５時15分までにご行使ください。

(3) 書面ならびにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(4) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.yamaichi.co.jp）に掲載いたしますのでご了承ください。

＜インターネットによる議決権行使のご案内＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

１．議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（ http://www.evote.jp/ ）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

(2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成27年６月23日（火曜日）の午後５時15分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

２．インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（ http://www.evote.jp/ ）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

３．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

４．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

（機関投資家の皆様へ）

株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか当該株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以　上

システム等に関するお問い合わせ
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
・電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度の世界経済は、好調な米国経済に牽引されたものの、他方ではグローバルな金融緩和拡大を引き金として原油価格の大幅な下落や急激な為替変動、中国経済の減速や欧州の債務問題などの影響を受けました。

国内においては、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減の影響があったものの、輸出環境の改善を背景に企業収益が上向き、雇用・所得環境の改善傾向が続くなど、回復傾向で推移いたしました。

当社グループの関連する電子部品業界においては、スマートフォン等のモバイル関連機器を中心に引き続き好調に推移し、ネットワーク関連機器や自動車関連機器も堅調に推移いたしました。しかしながら、薄型テレビやノートパソコンなどデジタル家電等は総じて低調な推移となりました。

このような状況のもと当社グループは、グループ会社全体での連携を強化し、業務の効率化を図り、固定費を削減するなどの事業構造改革に取り組んでまいりました。特に事業構造改革の一環として、グローバルでの地域・市場・顧客・製品別に成長戦略の実現に取り組み、持続的成長と収益力向上に向けた活動を進めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、テストソリューション事業とコネクタソリューション事業の大幅な増収により25,465百万円（前期比16.9%増）となりました。利益面でも、営業利益は増収効果や構造改革による収益構造の改善により2,370百万円（前期比193.7%増）、経常利益は為替差益254百万円の計上等により2,531百万円（前期比95.9%増）、当期純利益は2,559百万円（前期比163.9%増）となりました。

なお、売上高の内訳は、国内売上高6,840百万円（前期比5.0％増）、海外売上高18,624百万円（前期比22.0％増）となりました。

事業別の概況は次のとおりであります。

［テストソリューション事業］

当事業は、モバイル関連機器やネットワーク関連機器向け半導体需要の増大により、メモリ半導体検査用バーンインソケット製品やロジック半導体検査用テストソケット製品が好調に推移いたしました。また、自動車の電装化の進展を受け自動車関連機器向け半導体検査用バーンインソケット製品も堅調な推移となりました。

その結果、売上高11,467百万円（前期比27.1％増）、営業利益1,947百万円（前期比88.3％増）となりました。

［コネクタソリューション事業］

当事業は、国内においては、アミューズメントや自動車関連機器向けＹＦＬＥＸ製品、複合機やネットワーク関連機器および自動車関連機器向けコネクタ製品は堅調に推移いたしました。また、海外においては、北米市場でのネットワーク関連機器向けコネクタ製品が好調に推移し、欧州市場でも自動車関連機器や産業機器向けコネクタ製品が伸長いたしました。

その結果、売上高12,776百万円（前期比12.4％増）、営業利益390百万円（前期は営業損失56百万円）となりました。

［光関連事業］

当事業は、デジタルカメラ等の映像機器向け薄膜フィルタ製品は低調な推移となりましたが、光通信向けや医療機器向け薄膜フィルタ製品の拡販により、比較的堅調な推移となりました。

その結果、売上高1,221百万円（前期比2.3％増）、営業利益60百万円（前期比39.6％増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、1,812百万円であります。事業別の内訳は次のとおりであります。

なお、生産能力に重要な影響をおよぼす固定資産の売却、撤去等はありません。

事業区分	設備投資額
テストソリューション事業	885百万円
コネクタソリューション事業	232
光関連事業	39
全社（共通）	655
合計	1,812

③ 資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

区　　分	第 57 期 (自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日)	第 58 期 (自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日)	第 59 期 (自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日)	第 60 期 (自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日)
売　上　高	23,167,532千円	19,962,440千円	21,778,893千円	25,465,153千円
経常利益又は経常損失（△）	△786,191千円	△810,076千円	1,292,391千円	2,531,937千円
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,537,873千円	△3,139,642千円	970,005千円	2,559,401千円
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	△66円03銭	△134円82銭	41円65銭	109円90銭
総　資　産	26,238,360千円	22,828,213千円	23,582,921千円	27,107,024千円
純　資　産	15,006,760千円	12,252,222千円	13,482,053千円	16,785,193千円
１株当たり純資産額	643円58銭	525円31銭	578円26銭	719円96銭

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ハイエンプラ	100,000千円	90.0%	金型の製造販売
光伸光学工業株式会社	145,500千円	100.0	光学関連製品の製造販売
ヤマイチエレクトロニクスU．S．A．，INC．	米ドル 500,000	100.0	電子部品の販売
ヤマイチエレクトロニクスシンガポールPTE LTD	シンガポールドル 100,000	100.0	電子部品の販売
ヤマイチエレクトロニクスドイッチェランドGmbH	ユーロ 153,387	100.0	電子部品の販売
ヤマイチエレクトロニクスドイッチェランドマニュファクチャリングGmbH	ユーロ 250,000	100.0	電子部品の製造販売
亜洲山一電機工業株式会社	ウォン 500,000,000	100.0	電子部品の製造販売
プライコンマイクロエレクトロニクスINC.	米ドル 17,915,842	100.0	電子部品の製造販売
山一電機（香港）有限公司	米ドル 51,282	100.0	資材調達および電子部品の販売
山一電子（深圳）有限公司	米ドル 12,667,000	100.0	電子部品の製造販売
山一電子（上海）有限公司	米ドル 500,000	100.0	電子部品の販売
テストソリューションサービセスINC.	フィリピンペソ 87,500,000	100.0	半導体テストサービス 電子部品の販売

（注）1．ヤマイチエレクトロニクスドイッチェランドマニュファクチャリングGmbHは、ヤマイチエレクトロニクスドイッチェランドGmbHの100%出資子会社であります。

2．山一電子（深圳）有限公司および山一電子（上海）有限公司は、山一電機（香港）有限公司の100%出資子会社であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、平成29年３月期をゴールとする中期経営計画において、「お客様が満足する製品・サービスを提供できる会社」を目指しており、業績をさらに一段上の成長ステージに上げるための基盤づくりの３ヵ年と位置付けております。

中長期的な会社の経営戦略では、中期経営計画の中核となる“構造改革”、“収益力強化”、“成長戦略”を柱とする「事業構造改革」に取り組み、グループ会社全体での連携を強化し、固定費を削減し、業務の効率化を図り、持続的成長と収益力の向上に取り組んでおります。

中期経営計画１年目の平成27年３月期では、固定比率が前期より低下し、グループ会社全体での連携強化では開発・販売・生産のグループ間の連携が強化され、海外売上比率および生産比率が前期より拡大いたしました。また、成長戦略では、テストソケット製品の販売増やコネクタソリューション事業の黒字化など、全体では大幅な増益を確保することができました。

２年目である平成28年３月期も、引き続き「事業構造改革」に取り組み、特に“成長戦略”をさらに加速させるため、各事業別にグローバルでの地域・市場・顧客・製品別の重点施策を練り上げ、実行し、連結ベースでの利益の最大化に取り組んでまいります。

各事業の成長戦略の要旨は、以下のとおりであります。

［テストソリューション事業］

①お客様が満足いただける製品提供の拡大
- ・モバイル関連機器および自動車関連機器向け新製品投入による売上拡大
- ・バーンインソケット製品のシェア拡大

②テストソケット事業の拡充
- ・開発・販売体制強化による売上拡大
- ・新市場開拓による売上拡大
- ・生産ラインの拡充

③地域・市場・顧客・製品別にグループ間での連携強化で顧客サービスの向上

［コネクタソリューション事業］
①差別化製品の拡販による収益力の強化
・通信市場・自動車関連機器市場・産業機器市場の３市場向けコネクタ製品の拡販
・高速伝送技術や接触信頼性技術を活かした魅力あるコネクタ製品・ＹＦＬＥＸ製品の開発
・ＹＦＬＥＸ多層基板製品の売上拡大と生産体制の整備
②グループ連携強化とコスト競争力の強化

［光関連事業］
①新製品開発とグローバルでの販売強化
②光通信市場・医療機器市場・民生市場の３市場向け光関連製品の拡販
③戦略製品の開発・製造の一体化によるリードタイム短縮とコスト削減

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社グループは、半導体検査工程に使用されるＩＣソケット製品や電子・電気機器向けコネクタ製品等の機構部品の製造販売を主な事業としております。事業別の主要な製品およびサービスは以下のとおりであります。

事業区分	主要製品・サービス
テストソリューション事業	バーンインソケット、テストソケット、プローブピン、プローブカード、半導体テスト関連サービス
コネクタソリューション事業	カードコネクタ、実装用ＩＣソケット、高速伝送用コネクタ、太陽電池モジュール用（防塵・防水・高電圧対応）コネクタ、その他各種コネクタ、ＹＦＬＥＸ（高速伝送用ケーブル、実装基板）
光関連事業	ＲＧＢフィルタ、ＵＶ／ＩＲカットフィルタ、ダイクロイックフィルタ・ミラー、蛍光ダイクロイックフィルタ、ショート／ロングパスフィルタ、バンドパスフィルタ、半導体レーザ光源

(6) 主要な営業所および工場（平成27年３月31日現在）

名称		所在地
山一電機株式会社	本社	東京都大田区
	事業所	千葉県佐倉市
	営業所	大阪市淀川区 熊本県熊本市
株式会社ハイエンプラ	本社	富山県魚津市
光伸光学工業株式会社	本社	神奈川県秦野市
ヤマイチエレクトロニクスU．S．A．，INC．	本社	アメリカ合衆国 カリフォルニア州サンノゼ市
ヤマイチエレクトロニクスシンガポールPTE LTD	本社	シンガポール共和国
	支店	台湾新竹市
ヤマイチエレクトロニクスドイッチェランドGmbH	本社	ドイツ連邦共和国 アシュハイムドルナハ地区
ヤマイチエレクトロニクスドイッチェランドマニュファクチャリングGmbH	本社	ドイツ連邦共和国 フランクフルト・オーダー市
亜洲山一電機工業株式会社	本社	大韓民国チュンブクウムソン郡
	事務所	大韓民国ソウル市
プライコンマイクロエレクトロニクスINC．	本社	フィリピン共和国ラグナ州
山一電機（香港）有限公司	本社	中華人民共和国香港
	事務所	中華人民共和国上海市
山一電子（深圳）有限公司	本社	中華人民共和国廣東省深圳市
山一電子（上海）有限公司	本社	中華人民共和国上海市
テストソリューションサービセスINC．	本社	フィリピン共和国ラグナ州

(7) 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
テストソリューション事業	981（383）名	19名増（197名増）
コネクタソリューション事業	942（118）	186名減（8名増）
光関連事業	71（9）	2名減（6名増）
全社（共通）	65（7）	1名増（2名減）
合計	2,059（517）	168名減（209名増）

（注）使用人数は就業員数であり、パートおよび派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
342（16）名	3名増（2名減）	43.2歳	16.9年

（注）使用人数は就業員数であり、パートおよび派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,562,210千円
株式会社みずほ銀行	800,000
株式会社商工組合中央金庫	466,040

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　60,000,000株
② 発行済株式の総数　23,289,775株
③ 株主数　5,614名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,533,600株	15.17%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,158,600	4.98
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	667,300	2.87
株式会社三井住友銀行	619,300	2.66
山一電機取引先持株会	609,500	2.62
山一電機従業員持株会	500,788	2.15
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	495,800	2.13
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	490,361	2.11
日本生命保険相互会社	421,075	1.81
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	406,400	1.75

（注）持株比率は自己株式2,790株を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③　その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、平成26年８月８日開催の取締役会において、中期経営計画における業績目標を達成するとともに、一企業としての価値向上のみならず、ひいてはステークホルダーへの利益還元を目指すべく、役職員の貢献意欲および士気を一層向上させることを目的として、以下のとおり、業績目標を達成した場合にのみ権利行使が可能となる新株予約権を有償にて発行することを決議いたしました。

		第１回新株予約権
発行決議日		平成26年８月８日
新株予約権の数		7,750個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　775,000株 （新株予約権１個につき　100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり　415円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　62,800円 （１株当たり　628円）
権利行使期間		平成29年７月１日から 平成31年６月30日まで
行使の条件		（注）
割　当　先	当社取締役、監査役および従業員	新株予約権の数　7,750個 目的となる株式数　775,000株 割当者数　137人

（注）本新株予約権の行使の条件

１．新株予約権者は、平成27年３月期、平成28年３月期および平成29年３月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書において、営業利益の累計額が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき１個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(1) 平成27年３月期から平成29年３月期の営業利益の累計額が39億円以上の場合
行使可能割合：30％

(2) 平成27年３月期から平成29年３月期の営業利益の累計額が42億円以上の場合
行使可能割合：60％

(3) 平成27年３月期から平成29年３月期の営業利益の累計額が45億円以上の場合
行使可能割合：100％

２．新株予約権者が死亡した場合、その直前に、上記１．の条件を満たしている限りにおいて、新株予約権者の法定相続人の内１名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利義務その他の地位を相続し、当該新株予約権を行使をすることができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続し、行使することはできない。

３．新株予約権者は、保有する新株予約権の行使の時点において当社若しくは当社関係会社の取締役、監査役または従業員その他これに準ずる地位（嘱託または顧問等名称は問わない）にあることを要する。ただし、当社の取締役を任期満了により退任した場合、または定年退職若しくは会社都合退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。

４．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

５．各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

６．その他権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成27年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	太田　佳孝	生産本部、業務監査部、経営管理部、 技術管理部、品質保証部　担当
取　締　役	加藤　勝市	上席執行役員、管理本部長、経理部長
取　締　役	土屋　　武	上席執行役員、 テストソリューション事業部長
取　締　役	亀谷　淳一	上席執行役員、 コネクタソリューション事業部長
取　締　役	渡部　武光	光伸光学工業株式会社代表取締役社長
監査役（常勤）	近岡　　伸	
監　査　役	吉澤壽美雄	科研製薬株式会社　社外監査役 旭ロール株式会社（東京）　社外監査役 旭ロール株式会社（尼崎）　社外監査役 株式会社保坂製作所　社外監査役 株式会社エステートジャパン　社外監査役 ナガタホールディングス株式会社　社外監査役 社会福祉法人清水基金　監事 公益財団法人公共政策調査会　監事 一般財団法人全国農林漁業団体共済会　監事
監　査　役	多田　郁夫	鳥飼総合法律事務所　パートナー

（注）１．監査役吉澤壽美雄氏および監査役多田郁夫氏は、社外監査役であります。
２．監査役吉澤壽美雄氏は、税理士の資格を有しており、税務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
３．監査役多田郁夫氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、監査役吉澤壽美雄氏および監査役多田郁夫氏を、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員に指定しております。

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	人数	報酬等の総額
取締役	5名	133,625千円
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	25,900 (9,800)
合計	8	159,525

（注）１．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、昭和61年３月17日開催の第30期定時株主総会において年額５億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、平成19年６月27日開催の第52期定時株主総会において上記報酬額に賞与を含めると決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、昭和61年３月17日開催の第30期定時株主総会において年額１億円以内と決議いただいております。
４．当社は、平成19年６月27日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

③ 社外役員に関する事項

イ．監査役　吉澤壽美雄

（イ）他の法人等の業務執行者（または社外役員等）の兼任状況および当該兼任先と当社との関係

科研製薬株式会社、旭ロール株式会社（東京）、旭ロール株式会社（尼崎）、株式会社保坂製作所、株式会社エステートジャパンおよびナガタホールディングス株式会社の社外監査役ならびに社会福祉法人清水基金、公益財団法人公共政策調査会および一般財団法人全国農林漁業団体共済会の監事を兼任しております。なお当社は、吉澤壽美雄氏が兼任している法人等との間には特別の関係はありません。

（ロ）当該事業年度における主な活動内容

・取締役会および監査役会への出席状況

当期開催の取締役会全13回のうち13回に出席し、監査役会全13回のうち13回に出席しております。

・取締役会および監査役会における発言状況
税理士として、税務、会計等の専門的見地から発言を行っております。

（ハ）責任限定契約の内容の概要
当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額としております。

ロ．監査役　多田郁夫

（イ）他の法人等の業務執行者（または社外役員等）の兼任状況および当該兼任先と当社との関係
鳥飼総合法律事務所のパートナーであります。なお当社は、多田郁夫氏が兼任している法人等との間には特別の関係はありません。

（ロ）当該事業年度における主な活動内容
・取締役会および監査役会への出席状況
当期開催の取締役会全13回のうち13回に出席し、監査役会全13回のうち13回に出席しております。
・取締役会および監査役会における発言状況
弁護士として、法律等の専門的見地から発言を行っております。

（ハ）責任限定契約の内容の概要
当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額としております。

④　社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は事業年度末日現在において社外取締役を置いておりませんが、取締役の業務執行に対する監督機能の強化、経営の透明性の向上の観点から社外取締役を置くことの必要性を認識しております。

そのため、当社として適任者の選定を慎重に進め、本定時株主総会の第３号議案「取締役７名選任の件」において社外取締役２名を含む取締役の選任議案を上程いたしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42,800千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42,800

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社の重要な子会社のうち、ヤマイチエレクトロニクスドイッチェランドＧｍｂＨ、プライコンマイクロエレクトロニクスＩＮＣ．ほか6社は、デロイト　トウシュ　トーマツの監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的事項とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．当社は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「企業行動基準」を制定し、その運用と徹底を行う。

ロ．当社は、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の整備および維持・向上を推進する。

ハ．当社は、法令遵守上疑義のある行為について、取締役および使用人が通報を行うシステムとして、「内部通報制度」（コンプライアンスヘルプライン）を設置・運用する。

ニ．代表取締役社長は、業務監査部を直轄する。業務監査部は、代表取締役社長の指示に基づき業務執行状況の内部監査を行う。

ホ．当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的とし、反社会的勢力への対応を所轄する部署を総務部と定めるとともに、事案発生時の報告および対応に係る規程等の整備を行い、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応していく。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。）その他の重要な情報を、「文書管理規程」に基づき、適切に保存しかつ管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社は、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすリスクに対処するため、リスク管理に関する規程を定め、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。

ロ．当社は、不測の事態が発生した場合「経営危機管理規程」に基づき、迅速・適切に対応する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．当社は、取締役会の決定に基づく職務の執行について、「組織規程」・「職務分掌規程」・「職務権限規程」において、それぞれの責任および執行手続きの詳細を定める。

ロ．当社は、経営の目標・方針ならびに各事業部門の目標・方針を設定し、グループ全体としてシステム的に活動を展開して、計画どおり経営計画を達成するための施策を実施する。

ハ．当社は、執行役員で構成する執行役員会を毎月開催し、会社運営上の重要事項の決定の他、事業の状況把握と情報共有化を図る。

⑤　会社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社は、「関係会社管理規程」に基づき、事前協議、効率的な経営に必要な支援・指導を通して、当社と関係会社ならびに各関係会社が相互に密接に連携し、グループとして総合的に事業の展開を図る。

ロ．業務監査部は、当社グループにおける内部監査を実施し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ．当社は、監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助すべき使用人を置く。

ロ．前項の使用人の任命、異動、評価、懲戒処分は監査役会の意見を尊重して行い、当該使用人の取締役からの独立を確保する。

⑦　取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．取締役および使用人は、当社およびグループ各社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、都度監査役に報告する。

ロ．監査役は、取締役会その他重要な会議へ出席し重要な報告を受けるとともに、必要に応じて取締役および使用人に対し報告を求めることができる。

ハ．監査役は、会計監査人、業務監査部、グループ各社の監査役との連絡を密にし、当社グループにおける経営活動の全般にわたり、合法性と合理性の観点から、監査の実効性を確保する。

(6) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は上場会社であるため、当社の株式等は、株主・投資家の皆様によって自由に取引できるものであります。従いまして、当社の株式等に対する大規模な買付行為につきましても、当社としては、原則としてこれを否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、買収内容を判断するために必要な合理的な情報・期間や、企業買収の対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として一方的に株券等の大規模買付けを強行するといった動きが顕在化しつつあります。もとより、当社は、このような敵対的な株券等の大規模買付けであっても、その具体的な条件・方法等によっては、必ずしも当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうとは限らないと考えておりますので、係る買付け全てを一律的に否定するものではありません。

しかし、一方的な株券等の大規模買付けの中には、株主の皆様に対して当該大規模買付けに関する十分な情報が提供されず株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大規模買付けの条件・方法等の検討等を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないものや、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないものなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう株券等の大規模買付けもないとはいえません。

当社といたしましては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉および当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならず、係る企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株券等の大規模買付提案、または、これに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

② 当社基本方針の実現に資する取組みについて

イ．当社の企業価値の源泉について

当社は、昭和31年の設立以来、「ユーザーの高い信頼を勝ち取り、市場およびユーザーニーズに合致した創造的製品を開発する技術の山一」をモットーに開発指向型の企業を目指し、真空管ソケットから始まり、エレクトロニクス産業の急速な技術革新に機敏に対応して各種コネクタ製品やＩＣソケット製品等の接触機構部品を開発・製造・販売してまいりました。特に昭和41年に検査用ＩＣソケットの製造販売を開始して以来、国内はもとより海外においてＩＣソケットのリーディングカンパニーとして揺るぎない地位を築いてきております。

これら接触機構部品製品の事業は、テストソリューション事業とコネクタ事業に区分され当社のコアビジネスとなっております。また、接触機構部品事業以外では、フレキシブルプリント配線板製品のＹＦＬＥＸ事業および一般光学用や光通信向け多層薄膜フィルタ製品等の光関連事業があげられ、これらの事業を当社および子会社15社と関連会社２社により運営しており、企業価値の源泉となっております。

この当社の企業価値の源泉については、具体的には、創業以来一貫して社員の育成および技術開発に注力してきた成果としての優れた接触機構部品などの設計技術力や各種製品群、半導体メーカーや各種エレクトロニクスメーカーの多様なニーズに柔軟かつ迅速に対応することを可能にする製品や金型などの生産設備や生産体制、そして当社グループの有機的連結による販売・メンテナンス体制および研究開発体制などにあると考えております。

ロ．企業価値向上のための取組みについて

当社が属する電子部品市場は、デジタル化、高機能化、ネットワーク化などの技術革新が常に進化し、新技術や新製品が相次ぎ創出されるため、中長期的に市場は拡大すると見込まれております。しかしながら、製品の世代交代が加速化され、かつ競争も世界的規模での激しさを増すことから、絶えず変化する市場ニーズに低コストでスピーディに対応できる開発・生産体制を構築することが急務となります。これらグローバルで急激な市場変化のもとでも継続的に高付加価値・高品質の製品やサービスを提供できることが、企業価値および株主共同の利益の向上につながると考えております。

当社は平成25年度からの新経営体制のもと、“構造改革”、“収益力強化”、“成長戦略”を３つの柱として「事業構造改革」に取り組み、ＰＶソリューション事業やＥＭＳ事業からの撤退、固定費削減、不採算製品の改善ならびに整理等に取り組んでまいりました。

平成26年度を初年度とする中期３ヵ年経営計画（平成27年３月期～平成29年３月期）における当社グループが目指す方向は、「お客様が満足する製品・サービスを

提供できる会社」になるため、製品開発力、販売力、製造力、収益力および財務力を高め、さらなる飛躍を図るための基盤づくりの３ヵ年と位置づけております。

「事業構造改革」は平成26年度以降も取り組んでおりますが、さらに加速するため、成長戦略を策定し、その実現に向けて取り組んでおります。このため、テストソリューション事業、コネクタソリューション事業および光関連事業の３つの事業に経営資源を集中し、お客様が満足する製品・サービスを提供するため、以下の中期経営計画の基本方針を策定し、グループ会社全体での連携を強化し、グローバルでの地域・市場・顧客・製品別の戦略を策定・実行し、持続的成長と収益力の向上を図っております。

≪中期経営計画の基本方針≫

a. 業績目標

３ヵ年（平成27年３月期～平成29年３月期）累計の連結営業利益額は4,500百万円を目標として取り組んでおります。

	平成27年３月期実績	平成29年３月期目標
連結売上高	25,465百万円	27,000百万円
連結営業利益	2,370百万円	2,000百万円

b. 基本戦略

(a) グループ会社全体で「事業構造改革」を完遂する。

グループ会社全体での連携を強化し、業務の効率化を図り、さらなる固定費削減に取り組んでおります。

(b) 利益重視による“成長戦略”を着実に実行する。

「伸びる地域・伸びる市場・元気な顧客・儲かる製品」と「魅力ある製品づくり」をキーワードに成長戦略を策定し、具現化に取り組み、収益力を強化しております。

［テストソリューション事業］お客様が満足いただける製品提供の拡大

・自動車関連機器およびモバイル関連機器市場での新製品投入による売上拡大
・テストソケット事業での新市場の開拓
・グローバルオペレーション強化で顧客へのサービス向上

［コネクタソリューション事業］差別化製品の拡販とグループ販売戦略の統合

・通信・自動車関連機器・産業機器市場のグローバル販売拡大
・高速伝送技術を活かした魅力ある製品の開発
・基板製品の販売拡大

［光関連事業］新製品開発による差別化とグローバルでの拡販
・光通信市場（特に光トランシーバ）への参入
・医療機器市場での売上拡大
・光源・光モジュールの海外市場開拓
・産業機器（特にレーザープロジェクタ）市場参入

(c) グループ会社連携強化による連結利益を最大化する。

グループ会社連携の強化を図り、グローバルに業務の効率化を行い、お客様が満足する製品・サービスを提供することにより、連結利益の最大化を図っております。

・グループ経営の効率化の追求
・グローバルニッチマーケットを開拓し、グループ各社の収益力を上げる
・生産体制の効率運用と固定費削減を図り利益の確保

c．投資計画

３ヵ年の投資計画額は、合計で7,000百万円とし、経営目標達成のための資金を投下します。（平成27年３月期実績 1,812百万円）

当社は、前述の諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を図っていく所存であります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社は、平成24年６月27日に開催された第57期定時株主総会において、当社株式の分布状況等を総合的に勘案し、特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）を継続することを決議いたしました。

本方針の有効期限は本定時株主総会終結の時までとなっておりますので、本定時株主総会において本方針の継続についての株主の皆様のご意思を再度確認させていただきます。

本方針の具体的な内容につきましては、株主総会参考書類「第６号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件」の「本方針の内容」（66ページから71ページ）に記載のとおりであります。

注１：特定株主グループとは、（ⅰ）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、または（ⅱ）当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の２第１項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注２：議決権割合とは、（ⅰ）特定株主グループが、注１の（ⅰ）の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）、または（ⅱ）特定株主グループが、注１の（ⅱ）の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者およびその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の２第８項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

④ 前記②および③の取組みについての取締役会の判断およびその理由

イ．当社基本方針の実現に資する取組みについて

前記②の取組みは、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであります。従って、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではございません。

ロ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

株主総会参考書類「第６号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件」の「本方針の合理性」（71ページから72ページ）に記載のとおり、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**14,029,326**	**流動負債**	**8,596,410**
現金及び預金	4,727,294	支払手形及び買掛金	1,584,411
受取手形及び売掛金	5,294,056	一年内償還予定社債	35,000
商品及び製品	1,247,510	短期借入金	4,202,550
仕掛品	287,863	一年内返済予定長期借入金	211,960
原材料及び貯蔵品	1,447,412	リース債務	276,354
繰延税金資産	223,219	未払法人税等	194,658
その他	850,745	賞与引当金	380,658
貸倒引当金	△48,775	その他	1,710,818
固定資産	**13,073,899**	**固定負債**	**1,725,420**
有形固定資産	**9,627,480**	社債	127,500
建物及び構築物	2,798,733	長期借入金	633,080
機械装置及び運搬具	1,420,171	リース債務	95,260
工具、器具及び備品	1,587,694	繰延税金負債	512,788
土地	3,442,277	役員退職慰労引当金	128,686
リース資産	54,357	退職給付に係る負債	49,407
建設仮勘定	324,248	資産除去債務	18,732
無形固定資産	**117,458**	その他	159,965
ソフトウェア	88,964	**負債合計**	**10,321,831**
その他	28,494	**純資産の部**	
投資その他の資産	**3,328,959**	**株主資本**	**16,926,252**
投資有価証券	2,008,596	資本金	10,047,063
長期貸付金	60,150	資本剰余金	1,586,633
繰延税金資産	239,727	利益剰余金	5,296,310
退職給付に係る資産	814,225	自己株式	△3,754
その他	242,755	**その他の包括利益累計額**	**△160,540**
貸倒引当金	△36,496	その他有価証券評価差額金	695,566
繰延資産	**3,798**	為替換算調整勘定	△760,351
		退職給付に係る調整累計額	△95,756
		新株予約権	**3,216**
		少数株主持分	**16,265**
資産合計	**27,107,024**	**純資産合計**	**16,785,193**
		負債純資産合計	**27,107,024**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		25,465,153
売上原価		17,066,404
売上総利益		8,398,749
販売費及び一般管理費		6,028,560
営業利益		2,370,188
営業外収益		
受取利息	6,538	
受取配当金	31,739	
スクラップ売却益	37,767	
助成金収入	22,196	
為替差益	254,423	
持分法による投資利益	5,491	
その他	56,960	415,117
営業外費用		
支払利息	106,152	
支払手数料	57,810	
その他	89,406	253,369
経常利益		2,531,937
特別利益		
固定資産売却益	12,937	12,937
特別損失		
固定資産売却損	28,648	
投資有価証券売却損	6,823	35,471
税金等調整前当期純利益		2,509,403
法人税・住民税及び事業税	394,835	
法人税等調整額	△445,151	△50,316
少数株主損益調整前当期純利益		2,559,719
少数株主利益		318
当期純利益		2,559,401

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,047,063	1,586,633	2,454,079	△3,754	14,084,022
会計方針の変更による累積的影響額			399,264		399,264
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,047,063	1,586,633	2,853,343	△3,754	14,483,286
当期変動額					
剰余金の配当			△116,434		△116,434
当期純利益			2,559,401		2,559,401
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	2,442,966	－	2,442,966
当期末残高	10,047,063	1,586,633	5,296,310	△3,754	16,926,252

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	413,945	△926,748	△105,111	△617,915	－	15,946	13,482,053
会計方針の変更による累積的影響額							399,264
会計方針の変更を反映した当期首残高	413,945	△926,748	△105,111	△617,915	－	15,946	13,881,317
当期変動額							
剰余金の配当							△116,434
当期純利益							2,559,401
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	281,621	166,397	9,355	457,374	3,216	318	460,909
当期変動額合計	281,621	166,397	9,355	457,374	3,216	318	2,903,875
当期末残高	695,566	△760,351	△95,756	△160,540	3,216	16,265	16,785,193

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　12社

・連結子会社の名称

株式会社ハイエンプラ
光伸光学工業株式会社
ヤマイチエレクトロニクスU．S．A．,INC.
ヤマイチエレクトロニクスシンガポールPTE LTD
ヤマイチエレクトロニクスドイッチェランドGmbH
ヤマイチエレクトロニクスドイッチェランドマニュファクチャリングGmbH
プライコンマイクロエレクトロニクスINC.
亜洲山一電機工業株式会社
山一電機（香港）有限公司
山一電子（深圳）有限公司
山一電子（上海）有限公司
テストソリューションサービセスINC.

② 連結の範囲の変更に関する事項

株式会社ワイ・イー・テクノは会社清算の手続きが結了したため、連結の範囲から除いております。

③ 非連結子会社の状況

・非連結子会社の名称

ヤマイチエレクトロニクスイタリーs.r.l.
ヤマイチエレクトロニクスグレートブリテンLtd.
ヤマイチエレクトロニクスチュニジアS.A.R.L.

・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも小規模であり、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数　２社

・関連会社の名称

ピーエムアイホールディングINC.
プローブリーダーCo.,Ltd.

② 持分法を適用していない非連結子会社の状況

・非連結子会社の名称

ヤマイチエレクトロニクスイタリーs.r.l.

ヤマイチエレクトロニクスグレートブリテンLtd.

ヤマイチエレクトロニクスチュニジアS.A.R.L.

・持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも小規模であり、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち山一電子（深圳）有限公司及び山一電子（上海）有限公司の決算日は12月31日でありますが、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．その他有価証券

・時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ．デリバティブ

時価法

ハ．たな卸資産

主に総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ただし、一部の連結子会社については、先入先出法による原価法を採用

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

主に定率法

一部の連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。

また、当社及び国内連結子会社が平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）につきましては定額法によっております。

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、当社及び一部の連結子会社はソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

ハ．リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上し、在外連結子会社は主に個別債権のうち回収不能と見込まれる額を計上しております。

ロ．賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ．役員賞与引当金

一部の連結子会社は役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

ニ．役員退職慰労引当金

当社及び一部の連結子会社は、役員（会社法上の取締役以外の執行役員を含む。）の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、当社及び一部の連結子会社は、会社法上の取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度を廃止しており、役員退職慰労引当金は制度廃止前の在任期間において旧制度により算出した要支給額を計上しております。

また、当社は、執行役員（会社法上の取締役を除く。）については平成22年５月１日付で執行役員規程を改訂しており、役員退職慰労引当金は改訂後の規程適用前の在任期間において算出した支給見込額を計上しております。

④　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

⑤　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務について振当処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

長期借入金について金利スワップ取引を採用しております。また、外貨建金銭債権債務について為替予約取引を採用しております。

ハ．ヘッジ方針

金利スワップ取引について長期借入金に対する金利変動リスクの軽減及び実質的な調達コストを軽減する目的で採用しております。また、為替予約取引について外貨建金銭債権債務に対する為替変動リスクを軽減する目的で採用しております。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップ及び振当処理によっている為替予約について有効性の評価を省略しております。

⑥　その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る資産又は負債の計上基準

退職給付に係る資産又は負債は、主に、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ロ．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金及び繰延税金負債に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が619,975千円、利益剰余金が399,264千円及び繰延税金負債が220,711千円、それぞれ増加しております。なお、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

３．表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記いたしました。

なお、前連結会計年度の「支払手数料」は25,821千円であります。

４．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	1,604,398千円
土地	3,157,161千円
投資有価証券	643,486千円
計	5,405,045千円

上記の資産は、下記債務の担保に供しております。

短期借入金	2,800,000千円
長期借入金（１年内返済予定を含む）	635,040千円
計	3,435,040千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　31,568,827千円

(3) 債権流動化による売掛債権譲渡高　591,335千円

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	23,289,775株	－株	－株	23,289,775株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,790株	－株	－株	2,790株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月26日定時株主総会	普通株式	116,434千円	5.00円	平成26年3月31日	平成26年6月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月24日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	349,304千円	15.00円	平成27年3月31日	平成27年6月25日

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については一月ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（＊）	時価（＊）	差　額
(1) 現金及び預金	4,727,294千円	4,727,294千円	－千円
(2) 受取手形及び売掛金	5,245,281	5,245,281	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	1,670,436	1,670,436	－
(4) 長期貸付金	60,150	60,150	－
(5) 支払手形及び買掛金	(1,584,411)	(1,584,411)	－
(6) 一年内償還予定社債	(35,000)	(36,052)	1,052
(7) 短期借入金	(4,202,550)	(4,202,550)	－
(8) 一年内返済予定長期借入金	(211,960)	(218,058)	6,098
(9) リース債務（流動負債）	(276,354)	(277,409)	1,055
(10) 社債	(127,500)	(127,531)	31
(11) 長期借入金	(633,080)	(632,143)	△936
(12) リース債務（固定負債）	(95,260)	(94,297)	△962

（＊）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

(注) １．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、信用リスク（貸倒引当金）を反映した時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金

これらは当期に貸付を実施しており、貸付先の信用状況が貸付実行後に大きく変化していないため、時価は帳簿価額に近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、並びに(7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 一年内償還予定社債、(8) 一年内返済予定長期借入金、(9) リース債務（流動負債）、(10) 社債、(11) 長期借入金、及び(12) リース債務（固定負債）

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注）２．非上場株式（連結貸借対照表計上額338,159千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	719円96銭
(2) １株当たり当期純利益	109円90銭

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**10,076,402**	**流動負債**	**6,959,631**
現金及び預金	2,400,680	支払手形	58,934
受取手形	339,834	買掛金	1,167,629
売掛金	3,391,046	短期借入金	4,082,550
製品	281,366	一年内返済予定長期借入金	141,960
仕掛品	72,139	リース債務	275,506
原材料及び貯蔵品	296,801	未払金	623,591
前払費用	64,991	未払法人税等	117,488
未収入金	1,098,909	未払費用	142,908
関係会社短期貸付金	1,590,674	預り金	41,271
繰延税金資産	197,803	設備関係支払手形	20,023
その他	342,635	賞与引当金	280,979
貸倒引当金	△483	その他	6,788
固定資産	**12,474,967**	**固定負債**	**1,141,014**
有形固定資産	**6,628,158**	長期借入金	473,080
建物	1,626,185	リース債務	94,854
構築物	13,070	繰延税金負債	551,195
機械及び装置	404,705	役員退職慰労引当金	2,600
車両運搬具	0	資産除去債務	18,732
工具、器具及び備品	1,072,322	その他	551
土地	3,372,875	**負債合計**	**8,100,645**
リース資産	53,158	**純資産の部**	
建設仮勘定	85,840	**株主資本**	**13,751,940**
無形固定資産	**69,331**	**資本金**	**10,047,063**
ソフトウェア	42,209	**資本剰余金**	**1,586,633**
その他	27,122	資本準備金	1,586,633
投資その他の資産	**5,777,476**	**利益剰余金**	**2,121,997**
投資有価証券	1,749,051	利益準備金	11,643
関係会社株式・出資金	2,778,897	その他利益剰余金	2,110,354
出資金	220	繰越利益剰余金	2,110,354
関係会社長期貸付金	2,337,811	**自己株式**	**△3,754**
長期前払費用	433	**評価・換算差額等**	**695,566**
前払年金費用	897,833	その他有価証券評価差額金	695,566
敷金及び保証金	38,265	**新株予約権**	**3,216**
入会金等	39,000	**純資産合計**	**14,450,723**
保険積立金	6,162		
その他	6,147		
貸倒引当金	△2,076,344		
資産合計	**22,551,369**	**負債純資産合計**	**22,551,369**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売上高		**13,809,695**
売上原価		**10,780,561**
売上総利益		**3,029,133**
販売費及び一般管理費		**2,131,795**
営業利益		**897,338**
営業外収益		
受取利息	43,593	
受取配当金	248,413	
受取賃貸料	1,216	
受取ロイヤリティー	40,574	
為替差益	335,280	
その他	20,949	690,027
営業外費用		
支払利息	97,308	
関係会社貸倒引当金繰入額	437,163	
その他	75,975	610,447
経常利益		**976,917**
特別利益		
固定資産売却益	2,972	
関係会社清算益	2,345	5,317
特別損失		
投資有価証券売却損	6,823	6,823
税引前当期純利益		**975,411**
法人税、住民税及び事業税	123,436	
法人税等調整額	△270,702	△147,265
当期純利益		**1,122,677**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	10,047,063	1,586,633	1,586,633	－	716,490	716,490
会計方針の変更による累積的影響額					399,264	399,264
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,047,063	1,586,633	1,586,633	－	1,115,755	1,115,755
当期変動額						
剰余金の配当					△116,434	△116,434
利益準備金の積立				11,643	△11,643	－
当期純利益					1,122,677	1,122,677
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	11,643	994,599	1,006,242
当期末残高	10,047,063	1,586,633	1,586,633	11,643	2,110,354	2,121,997

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△3,754	12,346,433	413,945	413,945	－	12,760,378
会計方針の変更による累積的影響額		399,264				399,264
会計方針の変更を反映した当期首残高	△3,754	12,745,697	413,945	413,945	－	13,159,643
当期変動額						
剰余金の配当		△116,434				△116,434
利益準備金の積立		－				－
当期純利益		1,122,677				1,122,677
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			281,621	281,621	3,216	284,837
当期変動額合計	－	1,006,242	281,621	281,621	3,216	1,291,080
当期末残高	△3,754	13,751,940	695,566	695,566	3,216	14,450,723

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

③ デリバティブ

時価法

④ たな卸資産

・製品・仕掛品・原材料

総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員（会社法上の取締役以外の執行役員を含む。）の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、会社法上の取締役及び監査役については平成19年６月27日付で役員退職慰労金制度を廃止しており、役員退職慰労引当金は制度廃止前の在任期間において旧制度により算出した要支給額を計上しております。

また、執行役員（会社法上の取締役を除く。）については平成22年５月１日付で執行役員規程を改訂しており、役員退職慰労引当金は改訂後の規程適用前の在任期間において算出した支給見込額を計上しております。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務について振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

長期借入金について金利スワップ取引を採用しております。また、外貨建金銭債権債務について為替予約取引を採用しております。

③　ヘッジ方針

金利スワップ取引について長期借入金に対する金利変動リスクの軽減及び実質的な調達コストを軽減する目的で採用しております。また、為替予約取引について外貨建金銭債権債務に対する為替変動リスクを軽減する目的で採用しております。

④　ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップ及び振当処理によっている為替予約について有効性の評価を省略しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

・退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

・消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金及び繰延税金負債に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が619,975千円、繰越利益剰余金が399,264千円及び繰延税金負債が220,711千円、それぞれ増加しております。なお、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

3．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	1,568,519千円
土地	3,157,161千円
投資有価証券	643,486千円
計	5,369,167千円

上記の資産は、下記債務の担保に供しております。

短期借入金	2,800,000千円
長期借入金（１年内返済予定を含む）	615,040千円
計	3,415,040千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　22,266,827千円

(3) 偶発債務

関係会社等の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

光伸光学工業株式会社	20,000千円

(4) 債権流動化による売掛債権譲渡高　591,335千円

(5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります（区分表示したものを除いております）。

① 短期金銭債権	3,259,314千円
② 短期金銭債務	1,007,767千円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	7,827,710千円
② 仕入高	7,667,923千円
③ 販売費及び一般管理費	11,266千円
④ 営業取引以外の取引高	933,957千円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,790株	－株	－株	2,790株

６．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

流動の部	
繰延税金資産	
たな卸資産評価損否認	51,363千円
前払費用償却否認	15,440
賞与引当金繰入額否認	93,004
繰越欠損金	61,147
その他	68,860
小計	289,815
評価性引当額	△92,012
繰延税金資産の純額	197,803
固定の部	
繰延税金資産	
貸倒引当金繰入超過額	670,461千円
役員退職慰労引当金繰入額否認	839
減損損失	283,563
関係会社株式評価損否認	928,093
ゴルフ会員権等評価損否認	2,551
繰越欠損金	2,812,709
その他	75,347
小計	4,773,566
評価性引当額	△4,734,190
繰延税金資産合計	39,375
繰延税金負債	
前払年金費用	△290,000
その他有価証券評価差額金	△298,702
その他	△1,868
繰延税金負債合計	△590,571
繰延税金負債の純額	△551,195

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産が12,488千円、繰延税金負債が56,314千円、それぞれ減少し、法人税等調整額が13,307千円、その他有価証券評価差額金が30,517千円、それぞれ増加しております。

7．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社ハイエンプラ	（所有）直接 90.0	あり	資産の購入	金型の購入	440,340	未払金	43,072
子会社	ヤマイチエレクトロニクスU.S.A.,INC.	（所有）直接 100.0	なし	当社製品の販売	売上	2,702,606	売掛金	571,195
子会社	ヤマイチエレクトロニクスシンガポールPTE LTD	（所有）直接 100.0	なし	当社製品の販売	売上	1,403,876	売掛金	379,218
子会社	ヤマイチエレクトロニクスドイッチェランドGmbH	（所有）直接 100.0	なし	当社製品の販売及び資金の貸付	売上 資金の貸付 利息の受取	970,932 — 7,286	売掛金 関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金 未収利息	263,904 234,576 502,018 168
子会社	山一電機（香港）有限公司	（所有）直接 100.0	あり	当社製品の販売、購入及び資金の貸付	売上 仕入 部品の有償支給 資金の貸付 利息の受取	2,016,506 2,910,423 698,170 994,012 24,217	売掛金 買掛金 未収入金 関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金 未収利息	763,357 376,587 339,391 1,256,711 1,095,950 2,372
子会社	プライコンマイクロエレクトロニクスINC.	（所有）直接 100.0	あり	当社製品の製造及び資金の貸付	仕入 部品の有償支給 資金の貸付 利息の受取	4,490,414 3,067,715 906,476 10,706	買掛金 未収入金 関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金 未収利息	441,980 590,548 91,329 730,633 144

（注） 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 売上、仕入、部品の有償支給及び金型の購入については、市場実勢を参考に当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

8．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額 620円41銭

(2) １株当たり当期純利益 48円21銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月13日

山一電機株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　平　野　　洋　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長　塚　　弦　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、山一電機株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、山一電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月13日

山一電機株式会社
取 締 役 会　御 中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　平　野　　洋　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長　塚　　弦　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、山一電機株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門である業務監査部、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告の「会社の支配に関する基本方針」に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人　有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月14日

山一電機株式会社　監査役会

常勤監査役　近岡　伸　㊞

社外監査役　吉澤　壽美雄　㊞

社外監査役　多田　郁夫　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社では、中長期的に企業価値を高め、株主の皆様に対する安定的な配当の維持と適正な利益還元を行うとともに、財務体質と経営基盤の強化を図ることを利益配分の基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業動向、財務基盤等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

（１）配当財産の種類

金銭といたします。

（２）配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、349,304,775円となります。

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月25日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第１項の規定に基づき、定款第28条（取締役の責任限定契約）を新設するとともに、条数の繰り下げを行うものであります。なお、定款第28条（取締役の責任限定契約）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

（２）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、責任限定契約を締結できる範囲が拡大されたことに伴い、監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第35条（社外監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。

（３）その他、現状に即した変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（単元株式数および単元未満株券の不発行） 第８条　（条文省略）	（単元株式数） 第８条　（現行どおり）
（新　設）	（取締役の責任限定契約） 第28条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。
第28条～第34条　（条文省略）	第29条～第35条　（現行どおり）
（社外監査役の責任免除） 第35条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。	（監査役の責任限定契約） 第36条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。
第36条～第39条　（条文省略）	第37条～第40条　（現行どおり）

第３号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役として取締役を２名増員し、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	太田（おおた）　佳孝（よしたか） （昭和23年10月10日生）	平成14年５月　当社入社 平成16年４月　当社上席執行役員 生産統括本部長 平成17年10月　当社佐倉事業所長 平成19年４月　当社経営企画部長 平成20年６月　当社取締役 平成21年６月　プライコンマイクロエレクトロニクスＩＮＣ. 取締役副社長 平成22年６月　当社常勤監査役 平成25年６月　当社代表取締役社長（現任）	48,100株
2	加藤（かとう）　勝市（かついち） （昭和28年11月６日生）	平成14年６月　当社入社 平成15年11月　当社経理部長 平成16年５月　当社執行役員 平成20年４月　当社上席執行役員（現任） 平成20年６月　当社取締役（現任） 平成21年４月　当社管理本部長（現任） 平成24年８月　当社経理部長（現任）	24,400株
3	土屋（つちや）　武（たけし） （昭和36年６月１日生）	昭和59年４月　当社入社 平成16年２月　当社執行役員 平成18年４月　山一電子（深圳）有限公司董事総経理 平成20年４月　当社執行役員、テストソリューション事業部長（現任） 平成25年６月　当社取締役　兼　上席執行役員（現任）	7,200株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	亀谷　淳一（かめや　じゅんいち） （昭和39年６月29日生）	昭和62年４月　当社入社 平成19年10月　山一電子（深圳）有限公司董事総経理 平成24年４月　当社執行役員 生産本部長、生産管理部長 平成25年４月　当社コネクタソリューション事業部長（現任） 平成25年６月　当社取締役　兼　上席執行役員（現任）	14,400株
5	渡部　武光（わたなべ　たけみつ） （昭和25年９月25日生）	平成21年４月　当社入社 平成21年６月　当社取締役（現任） 平成23年１月　光伸光学工業株式会社代表取締役社長（現任）	8,300株
6	新任 楠美　憲章（くすみ　けんしょう） （昭和15年２月１日生）	昭和38年４月　日産自動車株式会社入社 平成10年６月　同社代表取締役副社長 平成14年４月　中央大学大学院客員教授 平成14年６月　日産車体株式会社社外監査役 平成14年６月　カルソニックカンセイ株式会社社外監査役 平成17年７月　中小企業・地域シェアドサービス株式会社代表取締役社長 平成21年６月　日比谷総合設備株式会社社外取締役（現任）	－株
7	新任 村田　朋博（むらた　ともひろ） （昭和43年６月17日生）	平成３年４月　大和証券株式会社入社 平成６年７月　株式会社大和総研入社 平成８年９月　モルガン・スタンレー証券会社入社 平成21年２月　フロンティア・マネジメント株式会社入社 マネージング・ディレクター（現任）	－株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2．楠美憲章氏および村田朋博氏は、社外取締役候補者であります。また、両氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として届け出る予定であります。
3．楠美憲章氏は、企業の経営者として長年の豊富な経験と幅広い見識を有し、大所高所からの助言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4．村田朋博氏は、経営コンサルティングとしての豊富な経験と幅広い見識を有し、その経験を当社の経営に活かし客観的な見地からの助言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断しております。
5．当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定めるため、「第２号議案　定款一部変更の件」を付議しております。第２号議案の承認可決を条件として、取締役候補者楠美憲章氏および村田朋博氏は選任後、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
①取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
②上記の責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第４号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役吉澤壽美雄氏が任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式数
よしざわ　　すみお 吉　澤　　壽美雄 （昭和15年４月15日生）	平成10年７月　国税庁徴収部長 平成11年７月　同庁退官 平成11年８月　税理士登録（現任） 平成15年６月　当社監査役（現任） （重要な兼職の状況） 科研製薬株式会社　社外監査役 旭ロール株式会社（東京）社外監査役 旭ロール株式会社（尼崎）社外監査役 株式会社保坂製作所　社外監査役 株式会社エステートジャパン 社外監査役 ナガタホールディングス株式会社 社外監査役 社会福祉法人清水基金　監事 公益財団法人公共政策調査会　監事 一般財団法人全国農林漁業団体共済会 監事	20,800株

（注）１.候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２.候補者は社外監査役候補者であり、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として届け出ております。吉澤壽美雄氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

３.候補者は、税務の専門家として長年の経験を有し、人格見識の上で当社監査役として最適と判断したものであります。

４.候補者は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、税理士として、税務、会計に精通しており、会社経営を統轄する十分な見識を有しておられることから、社外監査役として職務を適切に遂行いただけると判断しております。

５.候補者は現在、当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年であります。

６.当社は、社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款において社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。吉澤壽美雄氏の再任が承認された場合には、当社との間で責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。

①社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

②上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

なお、「第２号議案　定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は社外監査役含め全ての監査役との間で責任限定契約を締結することができることとなります。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

平成26年６月26日開催の第59期定時株主総会において補欠監査役に選任された松尾全治氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
松尾（まつお）　全治（ぜんじ） （昭和22年９月11日生）	昭和45年４月　東京芝浦電気株式会社（現　株式会社東芝）入社 平成７年４月　同社本社調達部企画担当部長 平成12年６月　東芝ビジネスアンドライフサービス株式会社取締役用品販売事業部長 平成16年６月　同社常務取締役調達部長、経営企画部長 平成19年６月　同社顧問 平成20年４月　同社取締役建設業経営業務管理責任者 平成21年９月　同社退社	－株

（注）１.候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２.候補者は補欠の社外監査役候補者として選任するものであります。

３.候補者は、企業の経営者として長年の経験を有し、大所高所からのアドバイスを期待しており、当社監査役として最適と判断したものであります。

４.当社は、社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款において社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。松尾全治氏が監査役に就任した場合には、社外監査役として当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。

①社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

②上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

なお、「第２号議案　定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は社外監査役含め全ての監査役との間で責任限定契約を締結することができることとなります。

第６号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、平成20年３月13日に開催された取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を導入し、平成20年６月26日に開催された当社第53期定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただきました。その後、平成21年６月25日および平成24年６月27日に開催された当社定時株主総会においてご承認をいただき継続（以下、現行の対応方針を「現方針」といいます。）しておりますが、現方針の有効期間は本定時株主総会終結の時までとなっております。

当社では、現方針について、その後の情勢変化等も勘案しつつ、企業価値の向上および株主共同の利益の向上の観点から、継続の是非も含めその在り方を検討してまいりました。その結果、現方針の基本的な考え方およびその目的に変更がないことから、本年５月14日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、現方針を下記のとおり継続（以下、継続後の対応方針を「本方針」といいます。）していくことを決議いたしました。

つきましては、本方針の継続にあたりまして、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

基本方針の内容

当社は上場会社であるため、当社の株式等は、株主・投資家の皆様によって自由に取引できるものであります。従いまして、当社の株式等に対する大規模な買付行為につきましても、当社としては、原則としてこれを否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、買収内容を判断するために必要な合理的な情報・期間や、企業買収の対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として一方的に株券等の大規模買付けを強行するといった動きが顕在化しつつあります。もとより、当社は、このような敵対的な株券等の大規模買付けであっても、その具体的な条件・方法等によっては、必ずしも当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうとは限らないと考えておりますので、係る買付け全てを一律的に否定するものではありません。

しかし、一方的な株券等の大規模買付けの中には、株主の皆様に対して当該大規模買付けに関する十分な情報が提供されず株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大規模買付けの条件・方法等の検討等を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないもの

や、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないものなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう株券等の大規模買付けもないとはいえません。

当社といたしましては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉および当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならず、係る企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株券等の大規模買付提案、または、これに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社基本方針の実現に資する取組みについて

1．当社の企業価値の源泉について

当社は、昭和31年の設立以来、「ユーザーの高い信頼を勝ち取り、市場およびユーザーニーズに合致した創造的製品を開発する技術の山一」をモットーに開発指向型の企業を目指し、真空管ソケットから始まり、エレクトロニクス産業の急速な技術革新に機敏に対応して各種コネクタ製品やＩＣソケット製品等の接触機構部品を開発・製造・販売してまいりました。特に昭和41年に検査用ＩＣソケットの製造販売を開始して以来、国内はもとより海外においてＩＣソケットのリーディングカンパニーとして揺るぎない地位を築いてきております。

これら接触機構部品製品の事業は、テストソリューション事業とコネクタ事業に区分され当社のコアビジネスとなっております。また、接触機構部品事業以外では、フレキシブルプリント配線板製品のＹＦＬＥＸ事業および一般光学用や光通信向け多層薄膜フィルタ製品等の光関連事業があげられ、これらの事業を当社および子会社15社と関連会社２社により運営しており、企業価値の源泉となっております。

この当社の企業価値の源泉については、具体的には、創業以来一貫して社員の育成および技術開発に注力してきた成果としての優れた接触機構部品などの設計技術力や各種製品群、半導体メーカーや各種エレクトロニクスメーカーの多様なニーズに柔軟かつ迅速に対応することを可能にする製品や金型などの生産設備や生産体制、そして当社グループの有機的連結による販売・メンテナンス体制および研究開発体制などにあると考えております。

２．企業価値向上のための取組みについて

当社が属する電子部品市場は、デジタル化、高機能化、ネットワーク化などの技術革新が常に進化し、新技術や新製品が相次ぎ創出されるため、中長期的に市場は拡大すると見込まれております。しかしながら、製品の世代交代が加速化され、かつ競争も世界的規模での激しさを増すことから、絶えず変化する市場ニーズに低コストでスピーディに対応できる開発・生産体制を構築することが急務となります。これらグローバルで急激な市場変化のもとでも継続的に高付加価値・高品質の製品やサービスを提供できることが、企業価値および株主共同の利益の向上につながると考えております。

当社は平成25年度からの新経営体制のもと、“構造改革”、“収益力強化”、“成長戦略”を３つの柱として「事業構造改革」に取り組み、ＰＶソリューション事業やＥＭＳ事業からの撤退、固定費削減、不採算製品の改善ならびに整理等に取り組んでまいりました。

平成26年度を初年度とする中期３ヵ年経営計画（平成27年３月期～平成29年３月期）における当社グループが目指す方向は、「お客様が満足する製品・サービスを提供できる会社」になるため、製品開発力、販売力、製造力、収益力および財務力を高め、さらなる飛躍を図るための基盤づくりの３ヵ年と位置づけております。

「事業構造改革」は平成26年度以降も取り組んでおりますが、さらに加速するため、成長戦略を策定し、その実現に向けて取り組んでおります。このため、テストソリューション事業、コネクタソリューション事業および光関連事業の３つの事業に経営資源を集中し、お客様が満足する製品・サービスを提供するため、以下の中期経営計画の基本方針を策定し、グループ会社全体での連携を強化し、グローバルでの地域・市場・顧客・製品別の戦略を策定・実行し、持続的成長と収益力の向上を図っております。

≪中期経営計画の基本方針≫

（１）業績目標

３ヵ年（平成27年３月期～平成29年３月期）累計の連結営業利益額は4,500百万円を目標として取り組んでおります。

	平成27年３月期実績	平成29年３月期目標
連結売上高	25,465百万円	27,000百万円
連結営業利益	2,370百万円	2,000百万円

（2）基本戦略

①グループ会社全体で「事業構造改革」を完遂する。

グループ会社全体での連携を強化し、業務の効率化を図り、さらなる固定費削減に取り組んでおります。

②利益重視による“成長戦略”を着実に実行する。

「伸びる地域・伸びる市場・元気な顧客・儲かる製品」と「魅力ある製品づくり」をキーワードに成長戦略を策定し、具現化に取り組み、収益力を強化しております。

［テストソリューション事業］お客様が満足いただける製品提供の拡大

・自動車関連機器およびモバイル関連機器市場での新製品投入による売上拡大
・テストソケット事業での新市場の開拓
・グローバルオペレーション強化で顧客へのサービス向上

［コネクタソリューション事業］差別化製品の拡販とグループ販売戦略の統合

・通信・自動車関連機器・産業機器市場のグローバル販売拡大
・高速伝送技術を活かした魅力ある製品の開発
・基板製品の販売拡大

［光関連事業］新製品開発による差別化とグローバルでの拡販

・光通信市場（特に光トランシーバ）への参入
・医療機器市場での売上拡大
・光源・光モジュールの海外市場開拓
・産業機器（特にレーザープロジェクタ）市場参入

③グループ会社連携強化による連結利益を最大化する。

グループ会社連携の強化を図り、グローバルに業務の効率化を行い、お客様が満足する製品・サービスを提供することにより、連結利益の最大化を図っております。

・グループ経営の効率化の追求
・グローバルニッチマーケットを開拓し、グループ各社の収益力を上げる
・生産体制の効率運用と固定費削減を図り利益の確保

（3）投資計画

３ヵ年の投資計画額は、合計で7,000百万円とし、経営目標達成のための資金を投下します。（平成27年３月期実績 1,812百万円）

当社は、前述の諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を図っていく所存であります。

本方針の内容

１．本方針継続の目的

当社は、基本方針の内容で述べたとおり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営方針や事業特性、当社を取り巻く経営環境、各ステークホルダーとの関係等といった当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があり、他方、そのような企業価値・株主共同の利益を毀損することとなる者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としてふさわしくないと考えております。

しかしながら、当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為がなされる場合、それを行った大規模買付者が財務および事業の方針の決定を支配する者としてふさわしいか否かを含め、大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には、株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えます。そして、株主の皆様に大規模買付行為に応じるか否かを適切に判断していただくためには、株主の皆様に対し、適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。たとえば、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、取引先、顧客等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、当該大規模買付者の当社経営への参画時における経営方針、事業計画等の内容等の情報は、株主の皆様が買付けに応じるか否かを検討する際の重要な判断材料となりますし、また、当社取締役会が大規模買付行為についての意見を開示し、また、必要に応じ代替案を提示することにより、株主の皆様は、双方の方針、意見等を比較考量することで、大規模買付行為に応じるか否かを適切に判断することが可能になります。

当社は、このような基本的な考え方に立ち、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めるとともに、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会として一定の措置を講じることとしました。

なお、大規模買付行為とは、特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、大規模買付者とは、大規模買付行為を行う者をいいます。

注１：特定株主グループとは、（ⅰ）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、または（ⅱ）当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の２第１項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注２：議決権割合とは、（ⅰ）特定株主グループが、注１の（ⅰ）の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）、または（ⅱ）特定株主グループが、注１の（ⅱ）の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者およびその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の２第８項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

２．独立委員会の設置

本方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は３名以上とし、公正で中立な判断を担保するため、当社経営陣から独立している社外取締役、社外監査役および社外有識者（注３）の中から選任します。独立委員会の概要は別紙１に記載のとおりです。また、本方針継続時に選任予定の独立委員会の委員の氏名および略歴は別紙２に記載のとおりです。

独立委員会は、取締役会から諮問を受けた事項について審議、決議し、その内容に基づいて、取締役会に対し勧告を行うほか、必要に応じて、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得たり、大規模買付者、当社経営陣、当社の取引先、従業員等から必要な情報を収集することがあります。

注３：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を意味します。

３．大規模買付ルールの内容

当社が設定する大規模買付ルールとは、①大規模買付者から当社取締役会に対して、大規模買付行為に先立ち、株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）が提供されなければならず、②大規模買付行為は、大規模買付情報が提供された後に設定される当社取締役会による一定の評価期間が経過した後にのみ開始されるというものです。

具体的には、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、当社代表取締役に対して、日本語によって、大規模買付者の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）および提案する大規模買付行為の概要を明示し、かつ、本方針の手続きに従う旨の誓約を記載した意向表明書を提出していただきます。なお、意向表明書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類があれば、当該書類を添付していただきます。当社は、この意向表明書の受領後直ちにその旨を開示するとともに、大規模買付者に対しては、10営業日以内に、大規模買付情報のリストを交付します。具体的に提供していただく大規模買付情報の内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の内容等によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

① 大規模買付者およびそのグループの概要（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、過去の買収および大規模買付行為の履歴、当社の事業と同種の事業についての経験等を含みます。）
② 大規模買付行為の目的、方法および内容（買付対価の種類および価格、買付けの時期、関連する取引の仕組み、買付けの方法の適法性、買付けおよび関連する取引の実現可能性等を含みます。）
③ 買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
④ 大規模買付行為後の経営方針、事業計画、資本政策、配当政策および財務政策
⑤ 大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客等を含む重要なステークホルダーについての基本方針

なお、当社取締役会は、当初提供していただいた情報だけでは必要な大規模買付情報として不足していると考える場合、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、大規模買付者に対し、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に大規模買付情報の提供を求めることがあります。当社は、大規模買付情報が提供された事実およびその内容が株主の皆様の判断のために必要であると認める場合、適切と判断する時点で、原則としてその全部（以下で規定される取締役会評価期間に関する情報を含みます。）を開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した後、最長60日間（買付対価を現金（円貨）のみとし、当社の株券等の全てを対象とする公開買付けの場合）または最長90日間（それ以外の大規模買付行為の場合）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案検討等のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。この期間中、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、提供された大規模買付情報を十分に評価、検討し、大規模買付行為に関する取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、株主の皆様に対し、取締役会としての代替案を提示することもあります。

4．大規模買付行為がなされた場合の対応方針

（1）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守せずに大規模買付行為を行った場合、当社取締役会は、株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。大規模買付ルールの遵守の有無、対抗措置を発動することの適否および対抗措置の具体的内容は、独立委員会に諮問の上、その勧告を最大限尊重して、当社取締役会が決定し、その決議は取締役全員が出席する取締役会において全会一致により行うものとします。当社は、当該決定後、その概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報を開示します。

なお、具体的な対抗措置については、その時点で必要かつ相当と認められるものを選択することとなりますが、新株予約権を用いる場合、その概要は、別紙３に記載のとおりとします。対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合や新株予約権を発行する場合には、大規模買付者を含む特定株主グループに属する者に行使を認めないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

大規模買付ルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、株主共同の利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えておりますが、他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。

従って、大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないようにあらかじめ注意を喚起いたします。

（２）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為が行われる場合に、株主の皆様に対し、あらかじめ、そのような買付行為に応じるか否かの判断のために必要となる大規模買付行為に関する情報や現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには必要に応じて取締役会による代替案の提示を受ける機会を保証することを目的とするものです。従って、大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会は大規模買付行為を阻止するために対抗措置をとるようなことは行わず、大規模買付行為に応じるかどうかは、大規模買付情報や当社取締役会が提示する意見、代替案等をご検討の上、株主の皆様においてご判断いただくことになります。しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、当社取締役会は、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすか、または株主共同の利益を著しく損なうと判断した場合、株主共同の利益を保護するため、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、取締役全員が出席する当社取締役会において全会一致の決議により、必要かつ相当な範囲で上記（１）で述べた対抗措置をとることがあります。この場合、当社取締役会は、適時適切な開示を行います。具体的には、大規模買付行為が以下の類型に該当すると認められる場合、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすか、または株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

（ⅰ）大規模買付行為が次のいずれかに該当する場合

① 株式等を買い占め、その株式等について当社に対して高値で買取りを要求する行為

② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為

③ 当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

（ⅱ）強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買付けを行う場合

（3）対抗措置発動の停止等について

上記（1）または（2）において、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

本方針の有効期間、廃止および変更

本定時株主総会において、本方針の継続について株主の皆様のご承認が得られた場合、本方針の有効期限は本定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。また、本方針の有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本方針を廃止または変更することができるものとします。これらの場合には、その旨速やかに開示します。

本定時株主総会で本方針について株主の皆様のご承認を得ることができた場合、当社は、企業価値・株主価値向上の観点から、関係法令の変更や、関係金融商品取引所が定める上場制度等の変更等を踏まえ、本方針の見直しを随時行い、取締役会の決議により、本定時株主総会でご承認いただいた株主の皆様のご意思に反しない限度で、本方針を変更することもあります。これらの場合には、その変更・修正内容を速やかに開示します。

本方針の合理性

1．買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則

（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

2．株主共同の利益の確保および向上に資すること

本方針により、株主の皆様は、大規模買付行為に応じるか否かを適切に判断できるようになり、その結果、株主としての利益を確保し、向上させることができます。このように、本方針は、株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものといえます。

3．株主意思が反映されていること

本定時株主総会において本方針の承認を議案として上程し、株主の皆様のご承認を得ることができない場合には、本方針の継続はできないことになります。また、本方針は、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により廃止することが可能です。このように、本方針には、株主の皆様のご意思が十分に反映されることとなっております。

4．取締役の地位の維持を目的とするものではないこと

本方針は、当社取締役会が対抗措置を発動する客観的要件を事前かつ明確に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は、そのような要件に従ってのみ行われます。また、本方針上、対抗措置を発動する場合など、本方針の運用における重要な局面において、取締役会は、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重するものとされております。

このように、本方針は、取締役会による恣意的な判断を許すものではなく、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

5．デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、係る取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止することが可能です。

従って、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役の任期は当社の定款におきまして、１年と定められており、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。従いまして、毎年の当社定時株主総会における取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じましても、本方針に関する株主の皆様のご意向を反映することが可能となっております。

株主および投資家の皆様への影響

１．本方針の継続が株主および投資家に与える影響等

本方針は、当社株主の皆様が、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切に判断するための環境を整えることを目的として、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって遵守すべきルールを定めたものにすぎず、本方針の継続により、株主および投資家の皆様の法的権利または経済的利益に影響を及ぼすことは想定しておりません。

２．対抗措置発動時に株主および投資家に与える影響等

対抗措置の発動によって、当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）の法的権利または経済的利益に影響を及ぼすことは想定しておりません。ただ、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、取締役会で別途定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。また、新株予約権の発行を行う場合には、当該基準日における最終の株主名簿に記録されていることに加え、所定の期間内に申込みをしていただくことも必要となります。さらに、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。ただし、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従い新株予約権の取得を行う場合には、取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払込みを要することなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を割り当てることとなった際に、法令および金融商品取引所規則に基づき別途お知らせいたします。

なお、いったん新株予約権の無償割当てまたは発行を決議した場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合、または、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上という観点から新株予約権の無償割当てまたは発行を実行することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社は、新株予約権の無償割当て若しくは発行を中止し、または新株予約権を無償にて取得する場合があり、速やかにその旨を開示します。これらの場合には、１株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の方は、株価の変動により損害を被るおそれがあります。

別紙１

独立委員会の概要

１．構成

独立委員会は、取締役会から委嘱を受けた社外取締役、社外監査役および社外有識者から構成されるものとし、その委員となるためには、当社経営陣から独立した地位を有することを要する。独立委員会の委員は、３名以上とし、取締役会の決議により選任するものとする。

２．決議要件

独立委員会の決議は、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

３．勧告事項

独立委員会は、以下の各号に掲げる事項について取締役会から諮問を受けた場合、当該各事項を検討、審議の上決定し、その決定内容をその理由とともに取締役会に勧告するものとする。なお、独立委員会の各委員は、これらの決定にあたっては、株主共同の利益に資するか否かの観点からのみ行うものとし、専ら自らまたは当社経営陣の利益を図ることを目的としてはならない。

（１）大規模買付者に対して追加して大規模買付情報の提供を求めることの適否ならびに追加して提供を求める大規模買付情報の種類および範囲

（２）大規模買付者による大規模買付ルールの遵守の有無

（３）対抗措置を発動することの適否

（４）対抗措置の内容

（５）対抗措置の発動の停止または変更等

（６）前各号に掲げるもののほか、取締役会が独立委員会の勧告を受けるべきであると判断した事項

４．その他

（１）独立委員会は、当社の費用において、独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

（２）独立委員会は、必要な情報を収集するため、大規模買付者、当社経営陣、当社の取引先、従業員その他独立委員会が必要と認める者に説明を求めることができる。

別紙２
独立委員会委員の氏名および略歴

本方針継続時の独立委員会の委員は、以下の３名を予定しております。

〔氏名〕高木　武彦（たかぎ　たけひこ　　昭和20年１月23日生）
〔略歴〕
平成13年７月　　金沢国税局長
平成14年７月　　税務大学校校長
平成15年８月　　税理士登録
※　同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

〔氏名〕布施　明正（ふせ　あきまさ　　昭和38年６月３日生）
〔略歴〕
平成５年４月　　最高裁判所司法研修所入所
平成７年４月　　東京地方検察庁検事任官
平成13年４月　　第二東京弁護士会弁護士登録
　　土屋東一法律事務所勤務
平成14年12月　　山下・渡辺法律事務所（パートナー）
平成19年１月　　ジャスダック証券取引所　コンプライアンス委員会委員
平成22年４月　　同委員会委員退任
平成24年４月　　布施明正法律事務所開所
平成27年２月　　公認不正検査士
※　同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

〔氏名〕村田　芳夫（むらた　よしお　　昭和13年２月７日生）
〔略歴〕
昭和35年４月　　日本無線株式会社入社
平成11年６月　　同社代表取締役専務
平成15年６月　　当社社外監査役
平成19年６月　　当社社外監査役退任
※　同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

別紙３

新株予約権の概要

１．新株予約権付与の対象となる株主およびその割当条件

取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）１株につき１個の割合で新株予約権を割り当てる。なお、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて募集新株予約権を引き受ける者の募集を行う場合と、新株予約権の無償割当てを行う場合とがある。

２．新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。新株予約権１個あたりの目的である株式の数は１株とする。ただし、当社が株式分割、株式併合、株式無償割当て等を行う場合で、新株予約権１個あたりの目的となる株式の数の調整を必要とするときは、株式分割、株式併合、株式無償割当て等の条件を勘案の上、その数につき所要の調整を行うものとする。

３．発行または無償割当ての対象となる新株予約権の総数

発行または無償割当ての対象となる新株予約権の総数は、取締役会が別途定める数とする。取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

４．各新株予約権の払込金額

無償とする。

５．各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は１円以上で取締役会が定める額とする。

６．新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要することとする。

７．新株予約権の行使条件

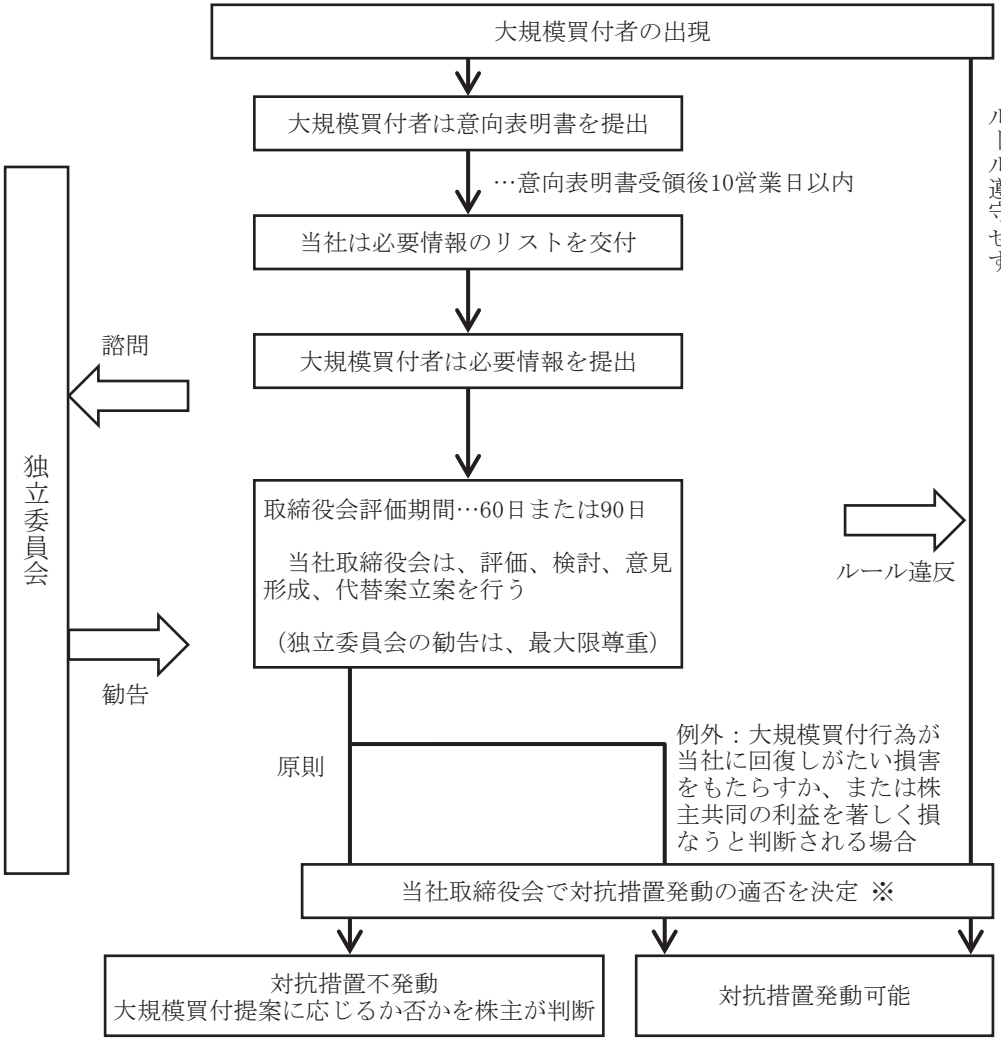
大規模買付者を含む特定株主グループに属する者（当社の株券等を取得または保有することが当社株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。）等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

８．新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条件その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。なお、上記７．の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権１個につき１株を交付することができる旨の条項を定めることがある。

参考

大規模買付ルールの流れ



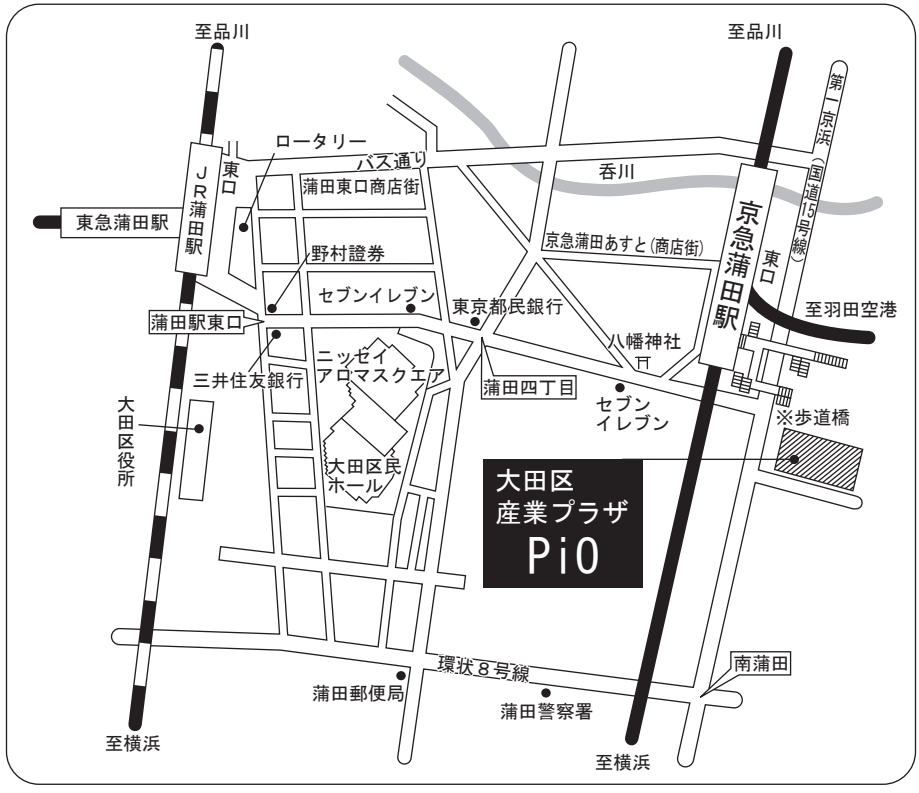
※ 対抗措置を発動することの適否の決定は、取締役全員が出席する当社取締役会の全会一致の決議によります。

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都大田区南蒲田一丁目20番20号
大田区産業プラザ PiO
４階　コンベンションホール



交通機関・京浜急行線「京急蒲田駅」東口より徒歩約３分
・ＪＲ京浜東北線「蒲田駅」東口より徒歩約13分

お願い　会場には駐車場の準備がございませんので、公共交通機関等をご利用くださいますようお願い申しあげます。

※　会場にお越しの際は、上記案内図にあります歩道橋をご利用ください。